

「特別警報」及び「暴風警報」発表時の対応について

1 特別警報が発表された場合

- (1) 生徒の登校する以前に、京都府南部または山城中部に特別警報が発表されている場合
登校日の午前0時以降に特別警報が発表されている場合は、臨時休業とする。
また、登校以前の時間に特別警報が解除されても、その日は臨時休業とする。
- (2) 生徒の登校後に、京都府南部または山城中部に特別警報が発表された場合
直ちに授業を中止し、通学路の状況に応じて、緊急下校・学校待機等の措置について適切に判断する。保護者へ引き渡す際には、引き渡しのために来校する保護者の安全にも配慮する。

2 暴風警報が発表された場合

[月～金]

午前6時00分現在	暴風警報発表中	自宅待機
午前6時00分現在	暴風警報解除	1限より授業開始
午前8時00分現在	暴風警報解除	3限より授業開始 (10:40 S H R から実施)
午前10時00分現在	暴風警報発表中	臨時休業
午前10時00分現在	暴風警報解除	5限より授業開始 (13:15 S H R から実施)

[土]

午前6時00分現在	暴風警報発表中	自宅待機
午前6時00分現在	暴風警報解除	1限より授業開始
午前8時00分現在	暴風警報解除	3限より授業開始 (10:30 S H R から実施)
午前8時00分現在	暴風警報発表中	臨時休業

なお、休業となった場合は、後日回復の授業を行うものとする。